

No	項目事項			質問事項	回答内容
	質問冊子	頁	該当箇所		
1	募集要項		4 指定管理料の上限額	第4期指定管理の募集要項においては、令和3年度を除く各年度の指定管理料の上限額が「192,005千円」と定められていました。 これに対して今回、令和8年度は「203,885千円」と定められており、6.2%の増額となりますが、この間の川崎市における作業報酬下限額(特定業務委託契約)は約16%上昇しており、消費者物価指数についても、令和2年比で約10%上昇しています。 この4～5年間における人件費や物件費の上昇率と指定管理料(令和8年度の上限額)との乖離について、その理由と指定管理料(上限額)算出の考え方を示してください。 また、令和9～12年度については、各年度4.2～4.3%ずつの増額となっていますが、この増額分は人件費や物件費の上昇を見込んだものか、それ以外の要素があるのか、併せて示してください。	積算の考え方についてですが、作業報酬下限額の令和3年から7年度の上昇額の平均を令和6年度の人件費に乗じております。ただし、一部人件費については令和3年度から6年度の決算額を参考にベースを算出しています。 なお、修繕費及び備品購入に係る費用は令和3年度から6年度の決算額を参考に算出しています。
2	募集要項		4 光熱水費の精算	電気・ガス・上下水道の光熱水費は、令和6年度の経常費用では約32%を占めており、人件費に次いで大きな支出となっています。 令和8～12年度の指定管理料は、毎年度4.2～4.3%ずつの増額となっていますが、光熱水費の上昇分を含めているのか、また、含めているのであれば、その額を年度ごとに示してください。 また、現時点で見込んでいない光熱水費の増額改定が指定管理期間中にあった場合、例えば上下水道料が20%増額になると、支出が約138万円増加し、指定管理者の経営努力では賄えないと考えています。 光熱水費の増額改定があった場合、「赤字の原因が指定管理者にない場合」として、増額分の補填があると理解してよいでしょうか。「別に定める基準により精算可能」の具体的な内容と併せて示してください。	電気代とガス代については令和3年度から令和6年度の単価の上昇率を乗じています。具体的な金額については、公表しかねます。 物価変動に関する補填及び精算に関する質問ですが、仕様書19ページ「13リスク分担」のうち《リスク分担の考え方》および「※2 物価変動リスク等について」に記載のとおり、物価・金利等の変動に伴う経費や収入の減少は原則指定管理者の負担になります。
3	募集要項		4 人件費の大幅な上昇	厚生労働大臣の諮問機関である中央最低賃金審議会は8月4日、最低賃金(時給)の令和7年度改定額の目安を全国平均で6.3%(63円)アップとする答申を行いました。政府は最低賃金の全国平均を「2020年代に1,500円」とする目標を掲げていますが、達成には毎年7.3%のアップが必要となり、令和8年度以降も相当の引き上げが想定されます。 指定管理業務を行う上で、各業務に係る人件費がかなりの比重を占めていますが、令和9～12年度の指定管理料は、毎年度4.2～4.3%ずつの増額となっており、最低賃金の上昇率との乖離が生じることも想定されます。 両者の乖離が現実のものとなった場合、指定管理者の経営努力では賄えないと考えており、「赤字の原因が指定管理者にない場合」として、人件費分の補填があると理解してよいでしょうか。「別に定める基準により精算可能」の具体的な内容と併せて示してください。	物価変動に関する補填及び精算に関する質問ですが、仕様書19ページ「13リスク分担」のうち《リスク分担の考え方》および「※2 物価変動リスク等について」に記載のとおり、物価・金利等の変動に伴う経費や収入の減少は原則指定管理者の負担になります。
4	仕様書		16 キャッシュレス決済の導入	仕様書に「キャッシュレス決済の導入を行うこと」が記載されていますが、施設利用者が支払うものとしては、施設利用料、設備利用料、駐車場利用料のほか、講座・研修会等の受講料・参加費などがあります。 キャッシュレス決済の対象とする料金の範囲や決済方法、導入時期についての記載はありませんので、「利用者の利便性向上」という導入目的を踏まえて「指定管理者が判断するもの」と理解してよいでしょうか。 また、キャッシュレス決済には、機器の賃借料や決済時の手数料など、指定管理者の負担となる費用が新たに発生しますが、導入に伴う経費を指定管理料にどの程度含めているのか、その額を年度ごとに示してください。	キャッシュレス決済の対象、範囲、決済方法については指定管理者が判断するものとして構いませんが、導入時期については指定管理者が決定したのち、市と協議させていただきます。 指定管理料に含まれる経費としては、端末導入に係る初期経費、機器リース料、手数料を含めています。具体的な金額については公表しかねます。
5	仕様書		20 修繕費の限度額	修繕費の分担の考え方として、指定管理者の負担限度額を「協定の締結時に定める」と記載されていますが、指定管理料のうち修繕費が各年度どの程度見込まれているかは、募集要項や仕様書に記載されていません。 例えば、令和7年度の協定で定めた修繕費と同額の修繕費を令和8年度収支予算書(様式8-1)で見込んで応募した場合、この金額を基本に令和8年度の協定を市と締結するものと理解してよいでしょうか。	現指定管理者より提出される令和8年度から12年度の指定管理期間に必要とされる修繕計画を踏まえて修繕の負担を市と協議し、必要な金額を算出いただき、各年度の予算に計上いただきます。そのため応募時に提案いただいた金額を協定に記載するものではありません。

6	資料	資料1	警備業務と駐車場管理業務	配布資料のうち資料1「施設運営・維持管理業務仕様書」において、(5)警備業務と(7)駐車場管理業務の要員については、相互に兼務が可能となっていますが、現在の人員配置・勤務体制からは、設備要員も含めた形での兼務が可能と考えています。 指定管理仕様書(13ページ)には、組織体制について「国際交流センターを良好かつ十分に管理運営できる適正な職員配置・組織体制を取ること」との記載があり、これを指定管理者の責任・負担において担保した上で、限られた指定管理料を各種事業の実施・充実等に充てることが、国際相互理解の増進と国際交流の推進、多文化共生社会の実現に寄与するものと考えています。 このような考え方から、応募時の事業計画上は、設備要員も含めた形での兼務が可能と理解してよいでしょうか。	現行の運営を踏まえて可とします。
---	----	-----	--------------	---	------------------